

報告第 5 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

令和 6 年 5 月 30 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項を専決処分する。

令和 6 年 3 月 29 日 専決

羽曳野市長 山入端 創

記

処 分 事 項

令和 5 年度羽曳野市国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）

令和 5 年度羽曳野市国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）

令和５年度 羽曳野市国民健康保険特別会計補正予算（第５号）

令和５年度羽曳野市の国民健康保険特別会計補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 49,604 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13,211,823 千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和６年３月 29 日 専決

羽曳野市長 山入端 創

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
8	繰入金	1,402,914	74,000	1,476,914
	2 基金繰入金	83,966	74,000	157,966
10	諸収入	146,123	△123,604	22,519
	3 雑入	143,503	△123,604	19,899
	歳 入 合 計	13,261,427	△49,604	13,211,823

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
7	基金積立金	99,223	△49,604	49,619
	1 基金積立金	99,223	△49,604	49,619
歳 出 合 計		13,261,427	△49,604	13,211,823

1 総括
(歳入)

- 8 -

(歳 出)

[illegible]

[illegible]

2 歳 入

8 款 繰入金

74,000千円

2 項 基金繰入金

74,000千円

目	補正前の額	補 正 額	計
1 財政調整基金繰入金	千円 83,966	千円 74,000	千円 157,966
計	83,966	74,000	157,966

10 款 諸収入

△123,604千円

3 項 雑入

△123,604千円

1 一般被保険者第三者納付金	16,955	△10,000	6,955
9 雑入	119,036	△113,604	5,432
計	143,503	△123,604	19,899

節		説 明
区 分	金 額	
1 財政調整基金 繰入金	千円 74,000	財政調整基金繰入金 千円 74,000

1 一般被保険者 第三者納付金	△10,000	一般被保険者第三者納付金 △10,000
1 雑入	△113,604	雑入 △113,604

3 歳 出

7 款 基金積立金

△49,604千円

1 項 基金積立金

△49,604千円

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 財政調整基金積立金	千円 99,223	千円 △49,604	千円 49,619	千円	千円	千円	千円 △49,604
計	99,223	△49,604	49,619	0	0	0	△49,604

節		説 明
区 分	金 額	
24 積立金	千円 △49,604	財政調整基金積立金 千円 △49,604